太陽光発電設備の建設に関する意見書案

太陽光発電設備の建設に関する意見書を和歌山県知事及び和歌山県議会議長宛て提出するものとする。

令和元年7月23日提出

提出者 和歌山市議会議員

浜 田 真 輔

中尾友紀

松井紀博

姫 田 高 宏

永 野 裕 久

山 野 麻衣子

太陽光発電設備の建設に関する意見書案

当市北部の和泉山系において、およそ300ヘクタールの太陽光発電事業の計画が急浮上している。 和歌山市では25ヘクタール以上の事業については、和歌山市環境と大規模な太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例で厳しく審査されており、和歌山県におかれても、和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例に基づく申請、森林法に基づく林地開発許可申請手続を受け、慎重審査をされているところである。

翻って、地域住民は、太陽光発電設備の建設による災害等への懸念から、安心安全な生活や生命を脅かされるのではと、大変不安を感じているところである。

それは、和泉山系は山地災害が起こりやすい土地柄であるとの専門家の見解があり、その上、建設予定地付近には土砂災害警戒区域も存在し、これまで経験したことがないような豪雨が相次いで発生している昨今、開発に伴う山林伐採による保水能力の低下が懸念されている。それと同時に、和泉山脈は中央構造線近くにあるため、中央構造線断層による大地震に伴って大規模な土砂災害の恐れがあるといった地形地質上の懸念のもと、30年以内に70%から80%の確率で予測されている南海トラフ地震の発生がさらなる不安を生んでいる。

大規模な太陽光発電設備の建設に関しては、和歌山市議会においても種々議論されており、これら市 民の多くが不安を抱えたまま計画が進められることがないよう、また市民の安心安全の確保が保障され るよう、和歌山県にあっては、和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例に基づく申請、森林法に基 づく林地開発許可申請の審査に当たり、以上のことを考慮の上、判断されることを強く求めるものであ る。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。